

小美玉市議会基本条例(素案)

●パブリックコメント集計結果一覧表

1. 意見提出者数

3人

提出方法	人数
郵便	0
ファクシミリ	2
電子メール	0
直接持参	1
合計	3

2. 意見内容及び市の考え方

NO	意見の対象箇所	意見内容	意見数	市議会の考え方
1	第2条 第4条(4)	条例施行後、近未来発生するであろうと思われる結果責任も付加されるのでしょうか。	1	議会が議決し結果を出した条例等について、常に検証していくことを規定した第3条(3)に含まれるものと考えます。
2	第5条	(会派) 小美玉市の現在の議員数で会派をつくる必要はありません。 共通の政治理念を持つ同士であれば自然と集合体はできる。 (対抗する派閥が出来上がる)調査研究は個人の資質によるもの。	1	議員定数にかかわらず、共通の理念を持つ議員同士が集合体をつくり、調査研究することで、議員の資質・能力の向上が期待できると考えています。 基本条例の中で、会派を作ることができるだけ明記し、導入することの検討は、ご意見を踏まえ、今後慎重に行います。
3	第6条	3項中 「位置づけるとともに」を、「位置づけ、同等に扱うとともに」とし、「…設けることができる。」のあとに「採択した請願及び陳情の実施状況を市長等から報告を求めるようにする」と追加してほしい。	1	《前段》 検討の結果、素案のとおりといたします。 《後段》 採択した市執行機関に関する請願・陳情につきましては、地方自治法125条の規定に基づき、その都度、実施状況の報告を請求していますので、検討の結果、素案のとおりといたします。

NO	意見の対象箇所	意見内容	意見数	市議会の考え方
4	第6条	3項のあとに、 「4 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会をインターネットオンデマンドにて視聴公開」「5 傍聴席の確保と傍聴者への資料提供、聴覚障がい者のための磁気誘導ループシステムを設定する。親子ルームを設置する」を追加してほしい。	1	議会基本条例は、議会及び議員のあり方の基本的事項を定めるものと考えています。 (4)につきましては、第1項に含まれていると考えています。本会議のインターネット中継については、実現を目指し現在検討中です。今後も議会情報の発信について、その手法も含め、検討を進めていきます。 (5)議場の傍聴席は現状で十分確保されていると考えます。委員会の傍聴は、委員会条例第19条の規定に基づき委員長の許可制としていますが、可能な限りでの傍聴席の確保と許可をすることにより広く市民に関心をもってもらう施策の展開を進めていきます。 「聴覚障がい者のための～」につきましては、予算も含め、今後、検討が必要と考えます。 検討の結果、素案のとおりといたします。
5	第9条	9条(2)のあとに、 「(3)予算、決算審議の際に市長等は詳しい資料を提出する」 「(4)市の各種計画は議会審議を行う」を追加してほしい。	1	(3)につきましては、第10条にその趣旨を含んでいますので、素案のとおりといたします。 (4)につきましては、今後、各種計画を地方自治法第92条第2項の議決案件とすることを検討していきますので、素案のとおりといたします。
6	第13条	13条第1項「議員報酬は、」のあとに、「小美玉市民の平均給与を基準とし、費用弁償は交通費の実費を基準に」を追加してほしい。	1	第2項の改正の考え方に、その趣旨を含めていますので、素案のとおりといたします。

NO	意見の対象箇所	意見内容	意見数	市議会の考え方
7	第16条	第16条に、「政務活動費は、1円から領収表の添付を義務付け市民に公開する」を追加してほしい。	1	政務活動費につきましては、基本条例に明文化していません。今後、政務活動費の条例化が必要となったときに、ご意見を踏まえた検討をしていきたいと思えます。
8	第17条	第17条「その充実に努めるものとする。」を、「その充実に努め、市民が利用できるものとする。」としてほしい。	1	地方自治法第100条第20項及び、小美玉市議会図書室規程第8条に規定されているとおり、一般利用は可能です。検討の結果、素案のとおりといたします。
9	第18条	(政治倫理) 罰則をつくるべきである。守る守らないは個人の倫理観によるからである。	1	基本的に、政治に携わる者に対しては、高い職業倫理とそれに基づく行為基準が求められますので、罰則をもって倫理を遵守させるものではないと考えます。
10	その他	議長の不信任案について 道義的責任がある。市民に不信感が広まる。	1	ご意見として伺います。